

令和4年3月29日

精華町議会

議長 三原和久様

総務事業常任委員会

委員長 松田孝枝

総務事業常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第80条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第14号	職員のサービスの宣誓に関する条例一部改正について	原案可決
議案第15号	精華町職員の育児休業等に関する条例一部改正について	原案可決
議案第18号	精華町企業立地促進条例一部改正について	原案可決
議案第19号	精華町火入れに関する条例一部改正について	原案可決
議案第20号	相楽都市計画学研粕田東地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例制定について	原案可決
議案第21号	精華町特別用途地区の研究開発地区内における建築物の制限に関する条例一部改正について	原案可決
議案第22号	精華町都市計画審議会条例一部改正について	原案可決

議案第25号	精華町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例一部改正について	原案可決
議案第26号	精華町消防団員等公務災害補償条例一部改正について	原案可決
議案第27号	精華町水道事業給水条例一部改正について	原案可決
議案第28号	町道路線の認定について	原案可決

【委員長報告】

議案第14号	職員のサービスの宣誓に関する条例一部改正について	原案可決
--------	--------------------------	------

【概要】 職員のサービス宣誓書への署名の見直し及び押印の廃止。

Q サービスの署名は厳粛なものだ。基本的には署名をするのか。

A 署名すべきである。

議案第15号	精華町職員の育児休業等に関する条例一部改正について	原案可決
--------	---------------------------	------

【概要】 ①会計年度任用職員の育児休業及び部分休業の取得要件の緩和。

「引き続き在職した期間が一年以上」との要件を廃止する。

②育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等の新設。

育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、次に掲げる措置を講じる。

- ・妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認。
- ・当該職員が不利益な取り扱いを受けないように、勤務環境の整備研修実施、相談体制の整備等。

Q 在職期間が1年未満で、年度を超えても適用できるか。また、残期間は就業できるか。

A できる。

Q 代替職員の確保は。

A 当然確保する。

議案第18号	精華町企業立地促進条例一部改正について	原案可決
--------	---------------------	------

【概要】 平成29年から始まった本条例を5年間延長し令和9年までとする。

Q 5年間延長した場合の助成額と増収の見込みは。

A 未定です。

議案第19号	精華町火入れに関する条例一部改正について	原案可決
--------	----------------------	------

【概要】 押印の廃止。

議案第20号	相楽都市計画学研狛田東地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例制定について	原案可決
--------	---	------

【概要】 学研狛田東区域内における建築物の制限。

Q B地域が区別されるのはなぜか。

A A 地域は開発業者の所有地、B 地域は個人の所有地です。

Q 山手幹線への交通の影響と対策は

A 一定の整理をする

議案第 2 1 号	精華町特別用途地区の研究開発地区内における建築物の制限に関する条例一部改正について	原案可決
-----------	---	------

【概要】 学研狛田東地区としての建築物の制限となる区域（特別用途地区の変更）を定める。

議案第 2 2 号	精華町都市計画審議会条例一部改正について	原案可決
-----------	----------------------	------

【概要】 委員の構成の見直し。

《見直しの視点》

- ① 学研都市の維持・発展の視点から「学研の視点」を取り入れる。
- ② 都市計画の内容を早期の段階で情報共有を行うため、「関係行政機関の視点」を追加。

Q 関係行政職員（府職員・警察）は、別に情報共有をはかるべきで、町の審議会に入るのとは適切ではないのでは。

A 町と府では開発への姿勢が異なる。審議会で議論をしたい。

《 反対討論 》

- 関係行政機関や府の職員をこの審議会の構成員とすることは、府と町の思いが異なる中で、府の思いを上から押しつけられる危険性があるため、当該職員を構成員とせず、関係行政機関や府とは、別のところで意見調整をすべきである。

この審議会は、町の関係者で行うべきであり、また、住民の声をより反映できるような構成にすべきであるため、本議案に反対する。

《 賛成討論 》

- 審議会は、多種多様な考え方や方針を持っている方で構成することにより、いろいろな課題、方向性、問題などを多面的、複合的に考えられるようになり、適切な立場の人を適切な人数で審議会の委員とすることは、有効な手段であるため、本議案に賛成する。

議案第 2 5 号	精華町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例一部改正について	原案可決
-----------	------------------------------------	------

【概要】 消防団員の減少、災害の多発化・激甚化の中で消防団員の負担が増加している実態を踏まえて、①定年制の撤廃等の改正。②団員・班長の年額報酬の増額③費

用弁償の引き上げ。

①18 歳以上 50 歳未満⇒18 歳以上。

②班長 ; 28,000 円⇒37,000 円。 団員 ; 20,000 円⇒36,500 円

③費用弁償 (支給方法は議会議員の費用弁償の例による)

Q 定年制の撤廃の理由は。

A 団員確保のため、年齢撤廃と処遇改善をはかる。

議案第 26 号	精華町消防団員等公務災害補償条例一部改正について	原案可決
----------	--------------------------	------

【概要】 国民年金法等の一部改正により、年金担保貸付制度・労災年金担保貸付制度・労災年金担保貸付制度を終了することに伴い、日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が実施する恩給・共済年金担保融資も廃止する。

議案第 27 号	精華町水道事業給水条例一部改正について	原案可決
----------	---------------------	------

【概要】 押印の廃止。

議案第 28 号	町道路線の認定について	原案可決
----------	-------------	------

【概要】 ①乾谷 39 号線 ; (理由=R163 の 4 車線拡幅に伴う中央分離帯の構築により J A 用地と R163 との出入りを容易にするため、山手から迂回する町道の建設。
(地元要望により国が建設)

②祝園 109 号線 ; (理由=水道事務所の西側にできた住宅地の中の道)

Q 地元要望で国が建設とのことだが、他地域からの要望はなかったのか。

A 要望は聞いたが、なかったと聞いている。